

令和 2 年 7 月豪雨被災者生活再建支援のしおり
(R2.11.1 現在の支援制度)

目次

1. り災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む	- 2 -
2. 災害弔慰金の支給	- 4 -
3. 日本財団による弔慰金の支給	- 4 -
4. 災害障害見舞金の支給	- 5 -
5. 被災者生活再建支援金の支給	- 6 -
6. 災害援護資金の貸付	- 8 -
7. 被災住宅の応急修理	- 8 -
8. 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	- 9 -
9. 児童扶養手当の特例措置	- 12 -
10. 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	- 13 -
11. 住宅資金の貸付	- 13 -
12. 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	- 14 -
13. 介護保険サービス利用料の免除	- 15 -
14. 介護保険 特定福祉用具の再購入	- 15 -
15. 消費生活相談	- 17 -
16. こころの健康相談	- 18 -
17. 被災者支援無料法律相談窓口	- 19 -
18. 令和2年7月豪雨関連法律相談窓口	- 20 -
19. 市税等に関すること	- 21 -
20. 個人市県民税の減免	- 22 -
21. 固定資産税・都市計画税の減免	- 25 -
22. 国民健康保険税の減免	- 26 -
23. 後期高齢者医療保険料の減免	- 28 -
24. 介護保険料の減免	- 31 -
25. 市税の納税の猶予	- 33 -
26. 各種証明書の交付手数料の免除	- 33 -
27. 水道料金及び下水道使用料の減免等	- 35 -
28. 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	- 37 -
29. 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	- 39 -
30. 国民年金保険料の免除	- 42 -
31. 就学援助について	- 43 -
32. 人吉市奨学金貸付金の返還の猶予	- 44 -
33. 「国の教育ローン」の災害特例措置	- 45 -
34. 災害復興住宅融資	- 46 -

1. り災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む

税務課資産税係

令和 2 年 7 月豪雨に伴う、り災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家の、り災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた、り災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」があります。また、調査の結果、「無被害」となることもあります。

なお、令和 2 年 7 月豪雨による、り災証明書（住家）が必要な方で申請がお済でない方は、お早めに手続きをお願いします。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- ・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

《申請の流れ》

窓口で申請



被害状況確認のための被害認定調査（1 次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により 2 次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、お問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊の、り災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真（データ可）又は修理の見積書等を申請窓口に参加いただくと、窓口で写真等を確認の上、一部損壊の、り災証明書を即日交付します。

■申請受付窓口

税務課（西間別館 2 階 6 番窓口）

※受付時間は、申請手続きと発行手続きとで異なりますので、次項を参照ください。

■申請受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請・発行窓口

税務課（西間別館2階 6番窓口）

■発行受付時間

午前9時～午後4時 ※指定の日時にお越しください。

■必要なもの

り災証明書受取時には、以下の書類等が必要です。

- （1）り災証明申請書の写し
- （2）身分証明書（運転免許証、保険証など）
- （3）生活の本拠であったことが確認できる書類
（町内会長による居住証明、水道・電気等の料金明細等）
※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。
- （4）（1）に同封の申請書
※必要事項をご記入の上、ご持参ください。
- （5）代理人による申請の場合は委任状、代理人の身分を証明するもの
- （6）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

■お問合せ先

生活再建支援コールセンター 0966-22-2125 月～金曜日（祝日除く）

2. 災害弔慰金の支給

福祉課福祉政策係

令和2年7月豪雨により亡くなった方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族

- ・亡くなった方が受給者の生計維持者の場合 : 500万円
- ・亡くなった方が受給者の生計維持者以外の場合 : 250万円

お手続き

■申請窓口・お問合せ先

福祉課福祉政策係（西間別館2階 5番窓口） 0966-22-2111
（内線）1141・1142

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・受領される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ・受領される方名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可） ※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

3. 日本財団による弔慰金の支給

日本財団災害対策事業部

日本財団が、令和2年7月豪雨により亡くなった方のご遺族に対して、一人あたり10万円の弔慰金を支給します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族（3親等以内）

お手続き

詳細は、日本財団へお問い合わせください。

問合せメールアドレス：saigai@ps.nippon-foundation.or.jp

福祉課福祉政策係

対象となる方

- ① 両目が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 : 250 万円
生計維持者以外 : 125 万円

■申請窓口・お問合せ先

福祉課福祉政策係（西間別館 2 階 5 番窓口） 0966-22-2111
（内線）1141・1142

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

※ 対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。
まずは窓口又は電話にてお問い合わせください。

5. 被災者生活再建支援金の支給

福祉課生活再建支援室

令和2年7月豪雨により住宅が全壊（大規模半壊）の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ③ 住宅が半壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります。）

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区 分		①基礎支援金 （被害程度）	②加算支援金 （住宅再建方法）		合計 （①+②）
複数世帯 （世帯の 構成員 が複数）	全壊世帯 解体世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃借	50 万円	150 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃借	50 万円	100 万円
単身世帯	全壊世帯 解体世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃借	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃借	37.5 万円	75 万円

※加算支援金（賃借）は、公営住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅への入居は、対象となりません。

お手続き

■申請窓口

総合相談窓口（カルチャーパレス大ホール）

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請期限

①基礎支援金：令和3年8月3日まで

②加算支援金：令和5年8月3日まで

■必要なもの

区分		全壊 世帯	大規模半壊 世帯	解体世帯（全壊扱い）	
				大規模半壊 半壊	敷地被害
基礎支援金	①り災証明書の原本	○	○	○	○
	②閉鎖事項証明書の原本 （滅失登記簿謄本）			○	○
	敷地被害証明書類				○
	③住民票の原本（世帯全員分） 被災時の住所及び続柄記載のもの	○	○	○	○
	④預金通帳の写し 「よみがな」が記載されている部分	○	○	○	○
加算支援金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○

- 一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむを得ない事由で解体した場合は解体世帯として基礎支援金の差額申請を行うことができます。
- 加算支援金を「賃借」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。
（「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）は原則できません。）
- 単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含みます）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金の申請や支給の権利は相続の対象とはなりません。）。
- 住民票の住所と、り災した住所が異なる場合は、り災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（水道・電気等の料金明細等）が必要です。

■お問合せ先

生活再建支援コールセンター 0966-22-2125 月～金曜日（祝日除く）

6. 災害援護資金の貸付

福祉課福祉政策係

令和2年10月30日をもって、受付を終了しました。

7. 被災住宅の応急修理

都市計画課建築係

災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

修理限度額

- ・大規模半壊、半壊 59万5千円（税込み）
- ・準半壊 30万円（税込み）

対象となる方

以下の要件をすべて満たす世帯が対象

- ①災害により住宅が準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
※ 全壊の場合でも応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象。
- ②災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
- ③自ら修理する資力がいないこと（準半壊、半壊の方）
※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。
※ 借家等（賃貸マンション、賃貸アパート含む）は原則として応急修理の対象になりません。

■対象範囲

住宅の屋根・壁、建具、配管・配線、衛生設備など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分

お手続き

■受付窓口

総合相談窓口（カルチャーパレス大ホール）

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申込期限

令和2年12月28日まで

■必要なもの

- ・ 応急修理申込書（様式第1号）
- ・ 資力に関する申出書（様式第2号） ※準半壊、半壊の方
- ・ 修理見積書（様式第3号）
- ・ 被害状況が確認できる写真
- ・ り災証明書※写し可
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書
- ・ 借家の応急修理に係る所有者の同意書（必要に応じて）

■お問合せ先

生活再建支援コールセンター 0966-22-2125 月～金曜日（祝日除く）

8. 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供

都市計画課災害住宅支援室

令和2年7月豪雨により、住家が全壊又は大規模半壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借上げます。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方（世帯）が対象

- （1）令和2年7月豪雨における災害時に人吉市に住所を有する方
- （2）次の要件のいずれかを満たす方
 - ①住居の全壊、全焼又は流出により居住する住居がない方
 - ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市長が認める方
 - ③「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- （3）自らの資力で住居を確保することができないこと
- （4）災害救助法に基づく応急仮設住宅及び障害物の除去制度を利用していないこと

■借上げ住宅の条件 ※物件については、申請者で探していただきます。

以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 貸主からの同意を得ているもの
- (2) 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- (3) 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること
- (4) 家賃が1箇月あたり次の額以下であること
 - ・ 2人以下の世帯 5. 5万円以下
 - ・ 3人から4人以下の世帯 6万円以下
 - ・ 5人以上の世帯 9万円以下

※ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

■入居期間

最長2年間

■既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法適用日以降、既に個人で契約して入居している場合でも、「入居者の要件」、「借上げ住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業の対象となります。ただし、保険については遡及できません。

お手続き

■申請窓口

総合相談窓口（カルチャーパレス大ホール）

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・ 申込書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 暴力団員の照会等に係る「同意書」（様式第3号）
- ・ 応急仮設住宅としての使用に係る「同意書」（様式第4号）
- ・ 住民票（世帯全員）※写し可
- ・ り災証明書（住家）※写し可
- ・ 委任状（様式第5号）
- ・ チェックリスト
- ・ 既に民間賃貸住宅に入居している方は、個人で契約した契約書の写し

■費用負担

《県の負担》

- 家賃
- 共益費（又は管理費）
- 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
- 仲介手数料（家賃の0.55ヶ月分を限度）
- 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
- 火災保険等損害保険料（県が加入します。）
- 鍵交換費用

《入居者負担》

- 光熱水費
- 駐車場費
- 自治会費
- 退去時の修繕費が退去修繕負担金を上回る場合の不足額

9. 児童扶養手当の特例措置

福祉課児童福祉係

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・ 住宅、家財
- ・ 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・ 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。
申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。
詳しくは、福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

後日、災害を受けた年（令和2年）の所得について再確認を行います。
災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部又は全部を返還していただくこととなります。

お問合せ先

福祉課児童福祉係 0966-22-2111 （内線）1145・1146

10. 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

球磨地域振興局総務福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 令和2年7月豪雨により住家の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

お手続き

■相談・申請窓口

球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

■必要なもの

償還の猶予を受けるにはり災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

11. 住宅資金の貸付

球磨地域振興局総務福祉課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築しようとする場合に貸付ができる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ①母子家庭の母
- ②父子家庭の父
- ③寡婦

貸付限度額

150万円

※ただし、申請書類に罹災証明書等の添付があれば、200万円までの貸付ができる場合があります。

■相談・申請窓口

球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

12. 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

福祉課障がい者支援係

被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。

対象となる方

- ① 住家が全半壊、全半焼、準半壊の被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象となるサービス

- ・障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）
- ・障害児通所支援
- ・療養介護医療
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療）
- ・補装具
- ・日常生活用具給付
- ・日中一時支援
- ・移動支援

免除期間

令和2年7月から令和2年12月サービス利用分

お手続き

■申請について

該当される方は、以下の書類を用意され、福祉課障がい者支援係の窓口で申請手続きをお願いします。

■申請に必要なもの

○障害福祉サービス等利用者負担額免除申請書 ※福祉課窓口にあります。

○り災証明書の写し ※①の理由の場合必要です。

※②から⑤の理由の場合は、それぞれ必要な書類が異なりますので下記問合せ先までご連絡下さい。

■申請先・お問合せ先

福祉課障がい者支援係 0966-22-2111 内線 1143・1144

13. 介護保険サービス利用料の免除

高齢者支援課介護保険係

被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。（令和2年12月利用分まで）

対象となる方

- ① 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

お手続き

- サービスを利用した施設・事業所へ、口頭で申告してください。
- ・窓口での申告内容は、後日、保険者から確認をすることがあります。
 - ・入所時の食費・居住費等は免除されません。

■お問合せ先

高齢者支援課介護保険係 0966-22-2111（内線）1237

14. 介護保険 特定福祉用具の再購入

高齢者支援課介護保険係

令和2年7月豪雨による水害などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入費については、福祉用具購入費支給の対象となります。

対象となる方

今回の災害により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

■お問合せ先

高齢支援課介護保険係 0966-22-2111（内線）1239

対象の福祉用具

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具部分

※ 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で 10 万円です。

お手続き

■必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 領収書（原則 原本）
- ・ 領収の内訳が分かる書類（請求書等）
- ・ 購入する物のカタログ
- ・ 破損状況が分かる写真等

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

○担当のケアマネジャーに相談してください。

15. 消費生活相談

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

令和２年７月豪雨に伴い、賃貸アパートからの退去、家屋修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

- ・人吉市消費生活センター（市民課くらし安心相談係）

0966-22-2111（内線 1215・1216）

（平日：午前８時３０分～午後５時）

※人吉市消費生活センターでは、消費生活相談以外の相談も受け付けています。どこに相談していいかわからないお困りごとがありましたら、ひとりで悩まず、なんでもご相談ください。

- ・消費者ホットライン

局番なしの１８８番（原則毎日 ※土日祝日含む）

16. こころの健康相談

保健センター

令和2年7月豪雨で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

以下の電話番号でご相談を受け付けております。

電話相談窓口

熊本県精神保健福祉センター

096-386-1161 （平日 午前9時～午後4時）

■その他の電話相談窓口

・熊本こころの電話

096-285-6688 <年中無休：午前10時～午後10時>

・熊本いのちの電話

096-353-4343 <年中無休：24時間>

0120-738-556 <毎月10日はフリーダイヤルで実施>

0120-87-4343

<被災者向けフリーダイヤル 24時間 7月1日～12月末日まで>

・よりそいホットライン

0120-279-338 <年中無休：24時間>

17. 被災者支援無料法律相談窓口

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

令和2年7月豪雨で被災された市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料法律相談窓口を設置しました。

■相談の具体例

- ・ローンが残った住宅や車が被災し、その修繕や建設のためのローン問題
- ・賃貸マンション、アパートが被災したことによる退去に関するトラブル
- ・被災した住宅の片付けや修繕等に関する契約トラブル

対象となる方

人吉市及び球磨郡にお住まいの方

相談窓口

市役所市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

相談会場

人吉市消費生活センター（市役所西間別館2階 市民課くらし安心相談係）

■相談日

毎月第2・第4火曜日（祝日除く）（3月23日までの予定）

■時間

午後1時から午後4時まで ※ 相談時間は、1人25分です。

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が面談によりお答えします。（予約制）

※下記の電話番号へ電話で予約してください。

※当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

電話番号 0966-22-2111（内線1215・1216）
【平日午前8時30分～午後5時】

18. 令和2年7月豪雨関連法律相談窓口

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

相談例

- ローンが残った住宅や車が被災して二重にローンをくまなければならなくなるが、支払いはどうなるのだろうか。
- 借家が被災して住めない状況だが、家賃は支払わなければならないのか。
- 会社を経営しているが、事業再開の目途が立たない。従業員の給料はどうすればいいのか。
- 住宅や車が被災したが、保険はどうなる？ など

	相談窓口			電話	相談時間	相談機関	備考
1	弁護士	面談	被災者支援無料法律相談 （予約制）	0966- 22-2111 （内線 1215・ 1216）	毎月第2・第4火曜 日（祝日を除く） 午後1時～午後4時 （3月23日までの予 定）	熊本県弁護 士会	人吉市消費生活セ ンター（市役所西 間別館2階）
2	弁護士	電話	豪雨災害に関する熊本県 弁護士会無料電話相談	0120- 254994 096-312- 3252	平日 正午～午後2時 （12月末まで）	熊本県弁護 士会	電話相談
3	司法書 士	電話	災害時無料電話相談 【日本司法書士連合会】	0120- 315199	平日 午前11時～午後8時	日本司法書 士連合会	電話相談
4	司法書 士	電話	災害無料電話相談 【熊本県司法書士会】	0120- 120835	平日 午後5時～午後8時	熊本県司法 書士会	電話相談

19. 市税等に関すること

税務課諸税係

令和2年7月豪雨災害により被害を受けられた方には、市税等の減免が受けられ場合があります。

【受付時間】 午前9時から正午、午後1時から午後4時

【場 所】 西間別館正面プレハブ（土曜日・日曜日・祝日を除く）

減免申請書の提出期限は令和3年3月31日までとなります。

※対象地区の指定はなく、随時受付を行います。

お問い合わせ 市民部税務課 諸税係

電話番号 0966-22-2111（内線1175）

20. 個人市県民税の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けた方は、被害の程度に応じて個人市県民税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対 象

令和2年度分の個人市県民税であって、令和2年7月4日～令和3年3月31日までの間に納期限等を迎えるものが対象となります。

1 死亡または障害者となった方

事 由	軽減または免除の割合
納税義務者が死亡したとき	全額
納税義務者が障害者となったとき	10分の9

2 居住する住宅に被害を受けた方

居住する住宅に被害を受けた方は、令和元年中の合計所得金額と損害の程度によって減免を受けることができます。

り災証明書の 被害判定区分	損害の程度		
	半 壊	大規模半壊	全 壊
令和元年中の 合計所得金額	軽減または免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

3 居住する住宅の家財に被害を受けた方

居住する住宅の家財に被害を受けた方は、令和元年中の合計所得金額と損害の程度によって減免を受けられる場合があります。

災害により居住する住宅の家財に損害を受けた場合	損害の程度		
	10分の2以上 10分の4未満	10分の4以上 10分の5未満	10分の5以上
令和元年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

※ 保険金、損害賠償金等による補てん金は除いて算定します。

4 農作物に被害があった方

農作物に被害を受け、農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物の収入額の10分の3以上あった方は、減免を受けられる場合があります。
(令和元年中の合計所得金額によって減免割合は異なります。)

前年中の合計所得	軽減または免除の割合 (農業所得に係る所得割のみ)
300万円以下	全額
300万円超400万円以下	10分の8
400万円超550万円以下	10分の6
550万円超750万円以下	10分の4
750万円超1,000万円以下	10分の2

※ 農作物共済金等による補てん金は除いて算定します。

※ 令和元年中の農業所得以外の所得が400万円を超える方は対象外となります。

必要なもの

1 死亡または障害者となった方

- 減免申請書
- 医師の死亡診断書の写し（納税義務者の死亡の場合）
- 障害者手帳など（納税義務者が障害者となった場合）

2 居住する住宅に被害を受けた方

- 減免申請書
- り災証明書

3 居住する住宅の家財に被害を受けた方

- 減免申請書
 - 家財の損害額計算書
 - り災証明書
- ※保険金等による補てんがある場合は補てん額分かる書類

4 農作物に被害があった方

- 減免申請書
- 農作物損失額計算書
- 農業共済等の支払いがある場合は金額が分かる書類
- 過去3年分の農業収入・所得が分かる書類（収支内訳書・青色決算書など）

21. 固定資産税・都市計画税の減免

税務課資産税係

令和２年７月豪雨により被害を受けた方が、被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税の減免が受けられる場合があります。

対象となる資産

- ① 災害により、流失、埋水没又は崩壊し、作付不能または使用不能となった土地
- ② 災害により、半壊以上の被害を受けた家屋
- ③ 災害により、損傷した償却資産

区分	減免事由		減免割合
土地	損害の程度(被害面積が土地全体の面積に占める割合)	2割以上 4割未満	100分の40
		4割以上 5割未満	100分の60
		5割以上	全額
家屋	損害の程度(建物の価値が減少した割合)	2割以上 4割未満	100分の40
		4割以上 5割未満	100分の60
		5割以上	全額
償却資産	損害の程度(資産の価値が減少した割合)	修理が必要なとき	100分の50
		全壊し使用不能	全額

償却資産とは、事業のために用いている構築物・機械・装置・器具・備品等をいいます。

必要書類

- ・減免申請書
- ・り災証明書（被災証明書）

自家用倉庫、附属家等のり災証明書発行対象外の家屋については、り災証明書の添付は不要となります。

22. 国民健康保険税の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により支払いが困難になった国民健康保険の保険税について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。

対象となる方

- ① 災害により被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額免除
- ② 災害により被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯 全額免除
- ③ 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の減収が見込まれ、次のア～ウまでの全てに該当する被保険者

ア 主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補てんされる分は除く。）が令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の令和元年の合計所得が1,000万円以下であること。

ウ 主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

次の【表1】で算出された対象保険税に【表2】の減額又は免除の割合Eを乗じた金額を減免する。

【表1】

対象保険税額 $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：当該世帯の前年の合計所得金額

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（D）
300万円以下	全額
300万円超400万円以下	10分の8
400万円超550万円以下	10分の6
550万円超750万円以下	10分の4
750万円超1,000万円以下	10分の2

④ 災害により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

損害程度	軽減
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1

- ⑤ 災害による被害者を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯
当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税額との差額
- ⑥ 災害の影響により事業等の廃止や失業した対象世帯が減免の申請をしたとき前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除

必要なもの

- ・り災証明書【住家】（床上浸水以上）※写し可（④に該当する方）
- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書（①で主たる生計維持者が死亡の方）
- ・医師の診断書（①で主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方）
- ・確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届、ひ災証明書・給与明細など）（③に該当する方）

23. 後期高齢者医療保険料の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により支払いが困難になった後期高齢者医療保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

- ① 災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
全額免除
- ② 災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった者
全額免除
- ③ 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という）の減収が見込まれ、次のア～ウまでの全てに該当する被保険者

ア 主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補てんされる分は除く）が令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の令和元年の合計所得が1,000万円以下であること。

ウ 主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

次の【表1】で算出された対象保険料額に【表2】の減額又は免除の割合Dを乗じた金額を減免する。

【表1】

対象保険料額＝A×B／C
A：当該世帯の被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：当該世帯の主たる生計維持者及びすべての被保険者の前年の合計所得金額

【表2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（D）
300万円以下	全額
300万円超400万円以下	10分の8
400万円超550万円以下	10分の6
550万円超750万円以下	10分の4
750万円超1,000万円以下	10分の2

④ 災害により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

損害程度	減免割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1

⑤災害による被害者を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明
となった者 全額免除

⑥災害の影響により世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止や失業した場合に減免の申請
をしたとき、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除

必要なもの

- 被保険者の印鑑（認印可）
- 後期高齢者医療被保険者証
- り災証明書【住家】（床上浸水以上）※写し可（④に該当する方）
- 死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書（①で主たる生計維持者が死亡の方）
- 医師の診断書（①で主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方）
- 確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届、ひ災証明書・給与明細など）（③に該当する方）

※ 今後75歳になられる方は、誕生日の翌月に後期高齢者医療保険料額決定通知書が届いてから市役所別館（税務課）の窓口でご申請ください。

24. 介護保険料の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により支払いが困難になった65歳以上の方の介護保険料について、減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

①住宅等に床上浸水以上の損害を受けた場合

2分の1～全額

※介護保険料所得段階によって異なります

②世帯の生計維持者が死亡した、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合

全額

③世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という）の減収が見込まれ、次のア～ウまでの全てに該当する被保険者

ア 主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補てんされる分は除く）が令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

次の【表1】で算出された対象保険料額に【表2】の減額又は免除の割合Dを乗じた金額を減免する。

【表1】

対象保険料額＝A×B／C

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得額

【表2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（D）
200万円以下	全額
200万円超	10分の8

④世帯の生計維持者が行方不明となった場合
全額

必要なもの

①の場合

- ・り災証明書（写し可）
- ・印鑑（申請には、世帯の方全員分の押印が必要です。）

②の場合

- ・死亡診断書、障がい者手帳、医師の診断書等
- ・印鑑

③の場合

- ・給与明細書、確定申告書の控え等、前年中の総収入金額及び本年中の総収入金額（見込額）を確認できるもの（帳簿等）
- ・印鑑

④の場合

- ・行方不明者届出等
- ・印鑑

※ 減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

【必要書類】

- ・介護保険料減免申請書 ※1人あたり1枚必要です。
- ・収入状況等の調査に関する同意書 ※1世帯あたり1枚必要です。
- ・り災証明書（写し可）

25. 市税の納税の猶予

納税課納税係

令和2年7月豪雨による被害の状況により、市税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被害にあった方

お手続き

■申請窓口

納税課納税係

0966-22-2111（内線1164）

必要なもの

- ・り災証明書または被災証明書
- ・印鑑

26. 各種証明書の交付手数料の免除

市役所市民課
税務課
納税課
など

り災証明書の交付を受けられた方は、手数料条例に定める証明書等の手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書または被災証明書の交付を受けられた方

証明書

- ① 住民票（広域交付を含む。）及び戸籍附票の写しの交付
- ② 印鑑登録証及び印鑑登録証明書
- ③ 個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付
- ④ 所得課税証明書
- ⑤ 固定資産関係証明書
- ⑥ 納税証明書
- ⑦ その他、手数料条例に定める手数料

お手続き

■取扱窓口

- ①～③ ： 市民課市民係
- ④ ： 税務課諸税係
- ⑤ ： 税務課資産税係
- ⑥ ： 納税課納税係

■お問合せ先

◆①～③について

市民課市民係 0966-22-2111（内線）1211

◆④について

税務課諸税係 0966-22-2111（内線）1176

◆⑤について

税務課資産税係 0966-22-2111（内線）1172

◆⑥について

納税課納税係 0966-22-2111（内線）1162

27. 水道料金及び下水道使用料の減免等

水道局上水道課・下水道課

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

【減免内容】

- ①7月請求分は、市内給水区域内の全戸全額を免除します。
 - ②8月請求分は、人吉市の「り災証明書」の交付を受けられた方については、水道料金及び下水道使用料の全額を免除します。
 - ③9月請求分は、人吉市の「り災証明書」の交付を受けられた準半壊以上の被災者を対象に全額を免除します。
- ※8月・9月請求分については、市内の居住困難となった家屋から他の市内の住宅やアパート等へ転居された場合の転居先も対象とします。
- このうち、親戚や知人宅等へ同居された場合は、その世帯のいつもの使用水量（前年同月又は災害前2ヶ月の平均）から超過した分の料金を減免します。
- ※事業所や店舗等が被災された方についても、人吉市が交付する「被災証明書」により、8月・9月請求分を減免します。

請求月	・準半壊以上のり災証明書の交付を受けられた方 ・事業所等で被災証明書の交付を受けられた方	り災証明書の交付を受けられた方で一部損壊の方	左記以外の方
7月請求分	全額減免	全額減免	全額減免
8月請求分	全額減免	全額減免	認定により請求 ※前年同月と5・6月の平均水量を比較して低い方の水量分を請求
9月請求分	全額減免	検針による水量分を請求	検針による水量分を請求

対象となる方

【8月請求分】人吉市の「り災証明書」の交付を受けられた方

【9月請求分】住家が準半壊以上の被害を受け、人吉市の「り災証明書」の交付を受けられた方

※事業所・店舗等については、被災証明書の交付を受けられた方のうち、水道設備がある建物が被災した場合で、その場所の料金に限ります。

お手続き

■減免申請書の受け取り

カルチャーパレス 生活再建支援室総合窓口

- ・住家の場合は、り災証明書を交付後、生活再建支援室にて必要な方にお渡しします。
- ・事業所・店舗等の場合は、被災証明書を交付する際にお渡しします。

■お問い合わせ

人吉市水道局お客様センター（人吉浄水苑2階）Tel 22-5497

（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- ・住家の場合は減免申請書のみ

※提出は生活再建支援室総合窓口へ

- ・事業所・店舗等の場合は被災証明書（写し）と減免申請書

※提出は水道局お客様センターへ直接お持ちになるか、郵送でお願いします。

28. 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

保険年金課国保年金係

令和2年7月豪雨により被災された国民健康保険の被保険者（加入者）が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

免除期間

令和2年7月4日の発災日以後から令和2年10月末までの受診分

※令和2年12月末まで延長となりました。

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し現在収入がない方

※市外へ転出された場合は、免除が受けられなくなる可能性があります。

お手続き

受診の際に医療機関窓口へ、上記の対象となる旨を申告する必要があります。

一部負担金等免除証明書の申請

令和3年1月以降は、一部負担金等免除証明書の提示が必要となります。

一部負担金等免除証明書の交付を受けるには、世帯主の印鑑、保険証をお持ちのうえ、必要書類を添えて市役所窓口へ申請が必要です。

■必要書類

要 件	必要書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合	罹災証明書
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重篤な傷病を負った場合	医師の診断書
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届など）
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書

問合せ先

保険年金課国保年金係 0966-22-2111（内線 1221）

すでに支払った医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

令和2年7月豪雨により被災し、国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった国民健康保険の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診しすでに医療費の一部負担金（窓口負担）を支払った場合は、還付を受けることができます。

■対象となる医療費

令和2年7月4日以降の受診分で、既に支払われた一部負担金

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・その他保険診療外の費用
- ・柔道整復師の施術など

■申請窓口

保険年金課国保年金係

※医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。（払戻しがあった場合は人吉市に還付請求をすることができません）

■受付開始日及び受付時間 還付申請は受付中です。

■必要なもの

世帯主の印鑑、預金通帳、対象者の保険証、一部負担金の額がわかる領収書

このほか、要件に応じて、次の書類

要 件	必要書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合	罹災証明書
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重篤な傷病を負った場合	医師の診断書
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届など）
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書

※ 世帯主以外の方の口座を希望される場合は、委任欄への記入が必要です。世帯主の印鑑のほか、代理人の印鑑、預金通帳が必要となります。

※ 申請から還付まで、2か月以上の期間がかかることがありますので、御了承ください。

29. 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

保険年金課後期高齢者医療係

令和 2 年 7 月豪雨により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

免除期間

- ・ 令和 2 年 7 月 4 日の発生日以後から令和 2 年 12 月までの受診分

対象となる方

- ・ 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職して現在収入がない方

※市外へ転出された場合は、免除が受けられなくなる可能性があります。

お手続き

受診の際に医療機関窓口へ、上記の対象となる旨を申告する必要があります。

問合せ先

保険年金課後期高齢者医療係 0966-22-2111（内線 1225）

一部負担金免除証明書の申請

■申請窓口

保険年金課後期高齢者医療係 0966-22-2111（内線 1225）
（受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

■必要なもの

- ・ 令和 2 年 7 月豪雨に係る後期高齢者医療一部負担金免除申請書（窓口にあります。市ホームページにも掲載。）
- ・ 被災したことを証明する書類（り災証明書等、下記※をご覧ください。）
- ・ 被保険者の認め印（シャチハタ不可）
- ・ 後期高齢者医療被保険者証

※被災したことを証明する書類

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
り災証明書
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合
医師の診断書※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

※被災したことを証明する書類は、全てコピー（写し）を提出してください。

すでに支払った後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

令和2年7月豪雨により被災し、後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診しすでに医療費の一部負担金（窓口負担）を支払った場合は、還付を受けることができます。

■対象となる医療費

令和2年7月4日以降の受診分で、既に支払われた一部負担金

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

■申請窓口

保険年金課後期高齢者医療係

※ 医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。

（払戻しがあつた場合は後期高齢者医療広域連合に還付請求をすることができます。）

■受付開始日及び受付時間

申請受付中 受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■必要なもの

印鑑、預金通帳、保険証、一部負担金の額がわかる領収書

このほか、要件に応じて次の書類

要 件	必要書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合	罹災証明書 （長期避難世帯については、長期避難世帯として取扱う区域に住所を有していることが確認できる書類）
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書、 医師の診断書（1 か月以上の治療を有すると認められたもの）
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控えなど）
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、 事業主による証明書

30. 国民年金保険料の免除

保険年金課国保年金係

国民年金第1号被保険者で、令和2年7月豪雨により被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第1号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

保険年金課国保年金係

■必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑

■お問合せ先

保険年金課国保年金係 0966-22-2111（内線 1221）

31. 就学援助について

教育委員会学校教育課

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助（令和2年度分の給食費の免除、学用品費の支給等）を行います。

対象となる方

経済的な理由により就学が困難な方（所得要件あり）

お手続き

■ 申請窓口

各小・中学校の事務室に、就学援助申請書及び必要書類をご提出ください。

※ 就学援助は毎年、申請の上、教育委員会の認定が必要です。

令和2年度分は、令和3年3月末までに申請してください。

■ 必要なもの

- ・就学援助（準要保護）申請書、申請理由書
- ・り災証明書（住家）（写し可）
 - ※ 経済的な理由が、住家の被害に基づく場合
- ・令和2年度の所得が分かる書類。（源泉徴収票、確定申告書、所得証明書の写し等）
- ・印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります。）
- ・保護者口座が分かる通帳等の写し

32. 人吉市奨学金貸付金の返還の猶予

教育委員会教育総務課

人吉市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和 2 年 7 月豪雨で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。

対象となる方

奨学生本人

※ 令和 2 年 3 月期まで返還済みで未納がない方

お手続き

■提出書類

- ・ 人吉市奨学金返還猶予申請書
- ・ り災証明書（※市区町村長が発行したもの。コピー可。）

■返還を猶予できる期間

令和 2 年 7 月豪雨が発生した日（令和 2 年 7 月 4 日）から 1 年以内の期間。

※ 入金済みの分は猶予の対象となりません。

※ 返還が困難な場合は早めの手続きをお願いします。

33. 「国の教育ローン」の災害特例措置

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」について、令和2年7月豪雨により被害を受けたみなさまを対象とした「災害特例措置」を実施。

災害特例措置の内容

り災証明書等※1を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容
所得制限	子供2人以下の世帯年収(所得)上限額を990(770)万円に引き上げ
返済期間	18年以内へ延長

※ り災証明書等の原本を確認させていただきます。

■ 教育ローン その他の制度概要

貸付限度額：お子さま1人あたり350万円（自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学は最大450万円）

融資対象となる教育施設：高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校、大学等

お 使 い み ち：入学・在学のために必要となる1年間分の教育費（入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など）

保 証：公益財団法人 教育資金融資保証基金

お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター：0570-008656

34. 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

被災された方（「り災証明」を交付されている方）が、ご自分が居住するために住宅を建設、購入、補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

【融資の申込みに必要となるり災証明書】

建設・購入	住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」した旨の「り災証明書」
補修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」

☆建設・購入の融資を利用する場合、り災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは次ページを参照してください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要（令和2年 10 月 1 日現在）】

融資限度額※1	建設	土地を取得する場合 : 3,700万円
		土地を取得しない場合 : 2,700万円
	購入	3,700万円
	補修	1,200万円
融資金利※2 （全期間固定金利）	新機構団信付きの金利	年 0.74%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.54%
返済期間	建設・購入	35年以内（1年以上1年単位）※3
	補修	20年以内（1年以上1年単位）※3
備考	※1：所要額（建設費等）が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2：融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ（ www.jhf.go.jp ）でご確認ください。 ※3：完済時の年齢（親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢）の上限は80歳です。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

《参考資料：高齢者の方が利用できる融資制度（災害復興住宅融資）》

【制度概要】

(1)親子リレー返済

申込本人の子、孫等（直系卑属）で、定期的収入のある方を後継者（連帯債務者）にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間でお借入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間：（80歳－「後継者」の申込時の年齢（1歳未満は切上げ））

(2)親孝行ローン

今回の災害により居住していた住宅に被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた親（満60歳以上の父母・祖父母等）が居住するため、子が住宅を建設、購入、補修するための費用に対する融資制度です。親孝行ローンをご利用いただいた場合、子（申込本人）は債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。また、申込本人（子）は持分を必ず持っていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設（購入）場所は制限がありません。

(3)高齢者向け新型住宅ローン

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は、申込人全員の死亡時に相続人が自己資金等で一括返済するか、担保提供された融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。機構は、融資住宅と敷地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱いがあります。

＜借入金額1,000万円、融資金利年2.03%で試算した場合の支払額の例＞

	毎月の支払額	1年間の支払額
高齢者向け返済特例制度	16,916円	202,992円

※1 令和2年10月1日現在の金利（原則として毎月改定します）。

※2 毎月の支払額＝借入希望額×融資金利÷12（1円未満切捨て）

(4)その他（収入合算の利用）

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、総返済負担率を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があります。また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは総返済負担率から工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

〒868-8601

熊本県人吉市下城本町 1578 番地 1
人吉市カルチャーパレス ホール棟

人吉市健康福祉部福祉課生活再建支援室

TEL:0966-22-2125

E-mail:seikatsusaiken@hitoyoshi.kumamoto.jp